

2018 年度秋入学・2019 年度春入学 甲南大学法科大学院

一般入学試験問題

専門論文試験

憲法・刑法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

≪第1問≫

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

Y県立A高等学校のB校長は、20**年度卒業式で国歌（君が代）を斉唱するにあたり、全学年の全てのクラスで君が代斉唱の練習をさせることを独断で決めた。練習時間として、各クラス1限分が割り当てられ、校長は、指導に際し次の内容を生徒に伝えるよう各クラス担任の教員に命じた。

「全ての日本国民には日本国を愛する義務がある。愛国に罪はない。国のために死ぬことは幸せである。そのような気持ちを込めて、君が代を歌わなければならない。」

1年1組のクラス担任であるXは、練習時間とされた時間に、国を愛するかどうか、どのように愛するかは個人の自由であり、校長は間違っていると述べた上で、校長の職務命令に反し、君が代斉唱の練習時間として割り当てられた時限を自習とした。

Xのこの行為が職務命令違反であるとして、Y県教育委員会は、Xに戒告の処分を下した。Xは、戒告処分の取消訴訟を提起した。

〔設問1〕

- ①旭川学力テスト事件最高裁判決（最大判昭和51年5月21日）は、普通教育における教師の教授の自由についてどのように述べたか、書きなさい。
- ②同判決は、教育権の所在についてどのような見解を採用したか、また、教育内容に対する国家的介入が許されないのはどのような場合だと述べたか、説明しなさい。

〔設問2〕

X側は、どのような主張を行うことが考えられるか、書きなさい。

（参照）教育基本法第16条第1項

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

≪第2問≫

憲法92条が規定する「地方自治の本旨」の内容を説明しなさい。

専門論文試験 刑法

《問題》

以下の【事例】を読んで、Xの罪責について論じなさい。

【事例】

Xは、暴走族仲間のAから、「俺の妻BがVと不倫している。俺はVを痛め付けてやる。一緒に手伝ってくれないか。うまくいけばVから慰謝料を取れるかもしれない。」と誘われた。Xは、Aの誘いに乗る決心をし、Aに対して、「分かった。一緒にやろう。」と答えた。

XとAは、某日午後9時ころ、Vの自宅近くの公園にVを呼び出し、Vを問い詰め、二人でVの身体を殴ったり蹴ったりした。すると、Vがうめき声をあげながらその場に倒れたので、Xは、やりすぎたのではないかと心配になって、Vを近くのベンチに連れて行き、「大丈夫か。」などと声を掛け、Aに対して、「もうこれくらいでいいだろう。」と言ったところ、Aが承知せず、逆にXに対して反抗的な態度を示し、二人の間で口論となり、Aが思わずXを殴ったところ、Xは気絶してその場に倒れた。

その後、Aは再びVに対して暴行を加えたところ、Vは、XとAから受けた一連の暴行によって、加療約1か月の傷害を負った。しかし、これらの傷害がどの時点で生じたかは不明だった。

以上